

## 医療機関からのQ & A

(医科、歯科、調剤)

Q. 受給者証に公費番号が 90010513 と 91010512 の 2 種類表示がありますが、91 のみの記載ですか？両方とも記載しますか？

A. 90010513 と 91010512 の両方を記載します。

Q. この4月に小学生になるお子さんで、受給者証の表示が、「子課」となっていますがまだ、小学校就学前のお子さんです。窓口負担は1割ですか？

A. 1割負担ではありません。3月までは初診時一部負担金のみですが、小学校に入学する4月からの負担区分を表示しています。

(受給者証の表面に、注意書きが記載してありますので、ご確認ください。)

Q. 学校（保育園）でのケガですが、受給者証は使えますか？

A. 原則、使うことはできません。3割（2割）を領収し、学校（保育園）へスポーツ振興センターの災害給付を請求するよう案内してください。

Q. 同じ月内に、学校病の診療と学校病以外の診療がありました。学校病以外の診療は子ども医療の対象となりますが、どのように請求しますか？

A. 学校病以外の診療分のみ、子ども医療でレセプト請求できます。レセプトの記載例は、北海道国民健康保険団体連合会または社会保険診療報酬支払基金北海道支部へお問い合わせください。

(従来、学校病の診療と学校病以外の診療が混在する場合は、子ども医療分は、レセプトではなく「子ども医療費請求書」（紙の請求書）で市へ直接請求するようご案内していました。これからは、同一のレセプト内に学校病と子ども医療が混在していても請求できるようになりました。)